社保審「第39回 医療部会」 地域医療連携推進法人制度について意見を聴取

社会保障審議会医療部会(部会長:永井 良三・自治医科大学学長)は2月18日、 「地域医療連携推進法人制度(仮称)の創 設」について委員の意見を聴取した。医療 法人の事業展開等に関する検討会が取り まとめた報告を受けた委員からは「果たし てこれが地域医療連携の推進に資するの だろうか」という疑問の声が相次いだ。



■「法人内のみの連携」が地域医療連携を阻害することを懸念

「日本再興戦略」改訂 2014 に基づき、医療法人の事業展開等に関する検討会で議論されてきた「非営利ホールディングカンパニー型法人制度」は、暫定的に「地域医療連携推進法人制度」と改称され、2月9日に制度概要の報告書が取りまとめられた。報告書は「複数の医療法人や社会福祉法人等を統括し、一体的な経営を可能とする」という当初の構想に加え、「地域医療構想との整合性」を図ることや「医療における非営利性の確保」を強調した内容となっており、参加法人の範囲や業務内容、参加法人の統括方法などの方向性を示している。地域医療連携推進法人の主な業務内容は、法人内における「医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携」の推進とし、「病床の再編が有効となる場合は地域医療連携推進協議会(仮称・法人内における協議会として想定)の協議を経る等により、医療計画上、病院等間の病床の融通を認める」としている。

これに対して中川俊男委員(日本医師会副会長)は「法人への参加は医療機関の任意であり、構想区域内には法人に参加していない医療機関があることも考えられる。法人内だけで整合性を確保することが構想区域内全体の整合性につながるかどうかは疑問だ」と述べた。その他にも「法人内外で医療機関の間に軋轢を生むのでは」など、かえって地域医療連携を阻害することを懸念する声が多く上がった。さらには「医療政策は本来、現場の医療従事者の声をくんでつくっていくべき。この制度は政府が先行して決定したものであり、"制度ありき"で検討が進められている」といった不満まで噴出した。

事務局は「地域医療連携推進法人制度は、あくまで地域医療連携を推進する上でのツールの1つ」であり、同制度で地域医療連携が完結することを目指したものではないと回答。 今後は同部会での意見を踏まえた上で、与党内での法案としての審査に向けた準備を進めていく方針だ。